

○社会福祉法人相模原市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

〔令和3年3月29日〕  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会定款第10条に規定する評議員及び第25条に規定する役員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

(報酬等)

**第2条** 役員及び評議員に法人職務の実態に即し、報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額)

**第3条** 非常勤役員及び評議員については、別表第1に基づき報酬を支給する。

- 2 常勤役員である常務理事については、別表第2に基づき報酬を支給することとし、通勤手当その他については、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会嘱託職員就業規程に基づくものとする。
- 3 費用弁償の額については、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会職員旅費規程第3条の規定に準じて支給する。
- 4 前項の規定に関わらず他団体から費用弁償に相当する費用が支給される場合は、この限りでない。

(報酬等の支給方法)

**第4条** 役員及び評議員に対する報酬等の支給方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長及び常務理事に対する報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関への口座振替（以下「口座振替」という。）により、毎月20日に支給する。ただし、その日が土曜日又は日曜日若しくは休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日又は日曜日若しくは休日でない日とする。
- (2) 会長を除く非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、その全額を口座振替により翌月末までに支給する。ただし、口座振替により難しいときは、通貨により、当該非常勤役員及び評議員に直接支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があるときは、これを控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める役員等報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条第1項関係）

対 象	報酬基準額
会 長	月額 71,832 円 (税抜)
理 事 (会長を除く。)	日額 5,000 円 (税抜)
監 事	年間支給総額が 100,000 円を超えない範囲で支給するものとする。 監査業務 日額 11,314 円 (税抜) 理事会及び評議員会 日額 5,000 円 (税抜)
評議員	日額 5,000 円 (税抜)

#### 別表第2（第3条第2項関係）

対 象	報酬基準額
常務理事	年間支給総額が 5,000,000 円を超えない範囲で支給する。